

KISER Discussion Paper Series No.14

2009/4

基礎年金保険料の税方式化について

—世帯類型別シミュレーション—

呉 善充

(財) 関西社会経済研究所研究員

本稿の内容は全て執筆者の責任により執筆されたものであり、  
(財) 関西社会経済研究所の公式見解を示すものではない。

# 基礎年金保険料の税方式化について —世帯類型別シミュレーション—\*

呉 善充

(財) 関西社会経済研究所研究員

## 【要旨】

本稿では、基礎年金保険料を税方式化が、これから保険料を納める世代（1988年生まれ世代）の生涯公的負担にどのような影響をもたらすのかを分析した。分析の結果は以下のようにまとめられる。第1に、税方式化にともなうマクロレベルでの所得税と法人税の増収分を税方式の財源である消費税率を抑えると、消費税率は0.4%程度抑えることができる。第2に、保険料の税方式化は保険料の減少分が賃金として勤労者に還元されようがされまいが、生涯の公的負担合計で増大をもたらす。しかし、保険料の減少分が賃金に還元された場合、生涯での可処分所得が増大をもたらす。第3に、世帯類型別にみると、所得・住民税について見れば、単身世帯よりも片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯のほうが負担の上昇率が大きくなる。本稿では、かりに社会保険料の引き下げによる所得税・法人税の増収を考慮にいれたとしても、税方式化は生涯の公的負担を増大させることがわかった。ただし、保険料の引き下げが家計にすべて還元されるとした場合には、生涯での所得が増大することもわかった。つまり、税方式化が家計にとってプラスになるか否かは、雇用主負担の帰着の仮定に依存していることになる。労使で折半されている保険料負担を最終的に誰が負担しているのかという問題に関しては、さらなる研究の必要性があるだろう。

JEL Classification: E62, G23

Keywords: 年金改革, 保険料税方式化, 税制改革

---

\* 本稿は(財)関西社会経済研究所における研究プロジェクトである「抜本的税財政改革研究会」で報告した内容を加筆、修正したものである。研究会においては橋本恭之教授(関西大学)、日高政浩教授(大阪学院大学)、北浦義朗副主任研究員(関西社会経済研究所)より多くの助言とコメントをいただいた。記して感謝したい。なお、本稿における誤りはすべて筆者に帰するものである。

e-mail アドレス : oh-s@kiser.or.jp

## 1. はじめに

2009 年は年金制度を見直す時期にあたり首相官邸において社会保障国民会議が設けられて提言を出すなど活発な議論がおこなわれている。国民年金についての議論は基礎年金保険料（以下、保険料とする）の税方式化が中心となっている。社会保障国民会議は、保険料の税方式化（財源は消費税）は保険料が軽減されるよりも消費税負担額のほうが大きくなるという試算結果を出している<sup>1</sup>。社会保障国民会議の試算方法や前提に対する批判も存在する。たとえばサラリーマンの場合、保険料は労使折半されているが、税方式化されても企業負担分は本人の賃金に還元されない上に、本人が消費税で負担するという前提を置いているというところである。また家計への負担については現時点での年齢階級別と所得階級別に見ているにすぎない。

そこで本稿では、基礎年金保険料の税方式化が現在から保険料を負担する勤労者世帯の公的負担にどのような影響を与えるのかを世帯類型別にライフサイクルレベルで社会保障国民会議の経済想定を用いたシミュレーションにより分析することにした。保険料の税方式化は保険料負担がなくなるかわりに所得・住民税制における社会保険料控除の消失につながり、家計にとって所得税と住民税の負担増をもたらす。しかし家計への影響はこれだけではない。保険料の税方式化は企業の保険料負担の減少をもたらす、これは法人税の増収につながることを考えられる。本稿ではまず社会保障国民会議で試算されていない基礎年金保険料負担の減少による所得税増収分と法人税増収分が消費税率の上昇を抑えることができると仮定したシミュレーションをおこなう。次に保険料が賃金に還元されると仮定したシミュレーションを追加的におこなう。

## 2. 年金財源の税方式化についての議論

現在の年金制度が給付と負担について世代間における不公平性をもっているという意見は多い。また年金制度にたいする不信から若年層における保険料の未納率が高くなっていることや社会保険庁の年金記録管理がずさんであることを問題とするひともいる。これらの問題を解決していく手段の1つとして考えられているのが基礎年金保険料の税方式化である。国民が等しく給付される基礎年金の財源については税方式で支えるのが適当であり、その財源としては国民全体として負担する消費税が望ましいという意見が散見される。基礎年金の財源を消費税にした場合、年金受給者にも課税することができるために給付と負担における世代間不公平が緩和されるし、保険料の未納問題はおきないし、基礎年金については保険料がなくなるので社会保険庁の管理はいらなくなるという

---

<sup>1</sup> 勤労者世帯モデルケースでは収入階級別かつ年齢階級別も保険料軽減額よりも消費税負担額が大きくなるという試算を出している。65 歳以上は、保険料軽減額が小さく、特に消費税負担額が大きくなるとしている。

わけだ。

岩本(2008)は基礎年金の保険料を社会保険方式とするのか税方式とするのかについて、その違いは「生活保護の濫用を抑える手段を強制貯蓄に求めるか、全員生活保護の擬制をとるか、という考え方の違いに相当する。」としている<sup>2</sup>。社会保険料方式から税方式へ移行すると、これまで保険料を支払った世代が新たに消費税を負担することになるので厚生に負の影響をもたらし、将来世代は貯蓄が増えるために厚生に正の影響をもたらすことになるとしている。

高山(2008)は、税方式化について保険料未納問題や年金記録管理におけるメリットを認めているが、短所として厚生年金における労使折半部分を本人負担としてみなすかどうかと移行措置についてどのように考えるのかという問題があるとしている。その他の社会保障財源としても消費税を考えた場合<sup>3</sup>、中長期的には消費税率は15%程度に設定する必要があるだろうが、そこから基礎年金財源は税率で2%程度しか回すことができないとしている。基礎年金の財源確保のためには、年金課税の強化とストックへの課税も考えていくべきであり、基礎年金財源の半分を国庫負担とすべきであると提言している。

上村(2008)は保険料の税方式化を前提として、その財源として消費税と他の税(所得税)を比較している。その中で消費税のメリットを経済学的な視点によって3つあげているが、これらは価値判断と仮定によるので、消費税の引き上げについては「議論の背景や前提を知ることが重要」としている<sup>4</sup>。このことから現行の税・社会保障制度が「正規雇用の夫と専業主婦の世帯」を想定して設計されていることは問題であるとし、いまの多様な世帯類型に合致するような再設計が必要であるとしている。

### 3. 世帯類型別の生涯公的負担シミュレーション

本稿では、保険料の税方式化がこれから公的年金に加入する勤労者世帯の生涯を通じての公的負担にどのような影響をもたらすのかについて明らかにする。分析の対象として勤労者世帯を想定することから、世帯が加入している年金制度は厚生年金である。上村(2008)が指摘しているように日本の税・社会保障制度が、夫正規労働者、妻専業主婦であることを想定した制度設計となっている。このことは厚生年金制度における第3号被保険者の存在から垣間見ることができる。サラリーマンの妻(第3号被保険者)は保険料を支払うことなく年金を受け取ることができるという問題がある。

---

<sup>2</sup> 岩本(2008), 11 ページ, 1 行目から引用。

<sup>3</sup> その他の項目として医療, 介護, 子育て支援をあげている。

<sup>4</sup> 上村(2008), 2 ページ, 45 行目から引用。

給与収入が同一の単身サラリーマンと専業主婦がいるサラリーマンは同じ保険料を支払うことになるが、世帯レベルで見れば後者の方が年金を多く受け取ることができるからだ。よって年金改革の影響は世帯類型によって異なる可能性が高い。しかも年金改革は生涯の負担と給付に影響するので長期的な分析が必要となる。

橋本・林・跡田(1991)は過去の『家計調査年報（総務省）』の勤労者世帯データをつなぎ合わせ、将来データについては一定の経済想定のもとに伸ばす手法によって多世代の代表的個人のコーホート・データを作成し、これまで行われてきた税・社会保障改革によって、各世代の公的負担と公的な便益はどのような効果をうけてきたのかをみることによって過去の政策評価をおこなっている<sup>5</sup>。

呉(2004)は学歴別に賃金プロファイルが異なることに注目し、過去の『賃金センサス（厚生労働省）』の学歴別賃金データをつなぎあわせることによって、多世代・学歴別のコーホート・データを作成し、2004年度におこなわれた厚生年金改革が世代間と世代内の年金収益率や受給負担比にどのような変化をあたえるのかを分析している<sup>6</sup>。

橋本・山口(2005)は既存研究が代表的家計のみを対象としていたことを世帯類型別の家計を分析対象にすることに成功している<sup>7</sup>。彼らは『全国消費実態調査（総務省）』の世帯類型別データにコーホート・エフェクトを加味することによって将来の多世代・世帯類型別の生涯にわたる賃金と消費データを作成している<sup>8</sup>。その上で、彼らは、2004年年金改革を将来世代にわたってシミュレーションすることによって政策評価をおこなっている<sup>9</sup>。

このように年金改革が個人の公的負担にどのような影響を与えるのかをシミュレーションによつ

---

<sup>5</sup> 橋本・林・跡田(1991)が作成した世代別データは1928年生まれから5年おきに1953年生まれの世代である。彼らは結果として、厚生分析と公的便益／負担比率で見ると、過去の税制改革が若い世代を優遇、年金改革は世代間の負担構造をあまり変化させていないと評価している。

<sup>6</sup> 呉(2004)は結果として、2004年の年金改革によって将来は世代間の不公平は縮小するが、将来世代の受給負担費は1.0を下回るとしている。また、各世代ともに高賃金体系の家計に対して評価値の改善があり、所得再分配効果が弱まるとしている。

<sup>7</sup> 橋本・山口(2005)は、過去のデータを利用していないので、将来世代の分析しかできないという問題点がある。しかし、世帯類型別の過去のデータは利用が不可能になっていることに留意されたい。

<sup>8</sup> 現時点のクロスセクション・データを用いて将来にわたる世代別のデータを作成するためには、将来の賃金上昇率と物価上昇率を乗じることが必要になる。コーホート・エフェクトとは、このように現時点でのデータから将来世代のデータに変換するために将来の経済想定を加味することをいう。

<sup>9</sup> 橋本・山口(2004)が対象としている世帯類型は片稼ぎ世帯、共稼ぎ世帯、パート世帯、独身男世帯および、独身女世帯である。彼らは結果として、現行制度は世帯類型によって給付負担比に大きな格差が存在しているとしている。基礎年金国庫負担が2分の1へ増加する改革によって全世帯にわたって給付負担比は悪化するという結果を得ている。また、税・保険料負担を生涯比較すると、改革によって現役時代の負担は軽減されて、引退時代の負担が増大するという結果を得ている。

て評価する際には、個人の生涯にわたる賃金と消費のプロファイルを作成することが必要になる。本稿ではこれから厚生年金に加入する世代である 1988 年生まれの世代について世帯類型別に生涯にわたる年間収入と消費データを作成することによって基礎年金保険料の消費税化という改革をシミュレーション分析によって評価することにした。

### 3.1 経済想定と厚生年金保険料に占める基礎年金保険料部分の推計

本稿における経済想定は社会保障国民会議における経済想定Ⅱ-1（納付率 65%）と同じである。老齢基礎年金（以下、基礎年金とする）の給付総額の予測に必要な 65 歳以上の人口予測には社会保障人口問題研究所の推計値（平成 18 年 12 月推計，出生・死亡中位）を用いた。本稿では保険料の税方式化の財源は消費税を想定する。このためには消費税収の将来予測と消費税率 1%分の税収予測が必要となる。消費税収は 2008 年度予算額である 10 兆 6,710 億円を名目経済成長率で伸ばすことで将来予測し、その額を消費税率 4%で割ることで将来の 1%分の消費税収とした（表 1 参照）<sup>10</sup>。

本稿で想定している家計は勤労者世帯（サラリーマン世帯）である。一般的な給与所得者は厚生年金に加入しているが、これは同時に国民年金に加入していることになっている。このことから厚生年金保険料に基礎年金保険料が含まれている。日本の公的年金制度は事実上の賦課方式で運営されており、保険料の増減が年金給付額へ影響する。したがって厚生年金保険料に占める基礎年金保険料部分を算出するためには基礎年金保険料の未納率の想定と基礎年金給付拠出金に対する厚生年金の出資比率が必要になる<sup>11</sup>。

---

<sup>10</sup> 消費税率は 5%であるが、5%の 25%（1%分）は地方消費税となっている。したがって国庫に納入される部分は消費税率 4%となる。保険料の税方式化の財源として消費税率を上昇させることによる家計行動やマクロ経済成長に対する影響は考慮していない。

<sup>11</sup> 国民年金の保険料と給付の財政関係については川瀬(2006)が詳しい。

表 1 今後のマクロ基礎年金額と要対応額

	65歳 以上 人口 (万人)	基礎年金 月額 (円)	基礎 年金 対応額 (兆円)	国庫 負担 (兆円)	名目 GDP (兆円)	名目経済 成長率 (%)	消費税込 (兆円)	消費税率 1%分 (兆円)
2008年	2,821	66,008	22.3	8.3	536	3.3	10.7	2.7
2009年	2,899	66,008	23.0	11.5	554	3.7	11.0	2.8
2010年	2,941	66,602	23.5	11.8	574	3.9	11.4	2.9
2011年	2,970	67,002	23.9	11.9	597	2.0	11.9	3.0
2012年	3,074	67,337	24.8	12.4	609	2.0	12.1	3.0
2013年	3,185	67,337	25.7	12.9	621	2.0	12.3	3.1
2014年	3,293	67,337	26.6	13.3	633	2.0	12.6	3.1
2015年	3,378	67,337	27.3	13.6	646	2.0	12.8	3.2
2020年	3,590	67,404	29.0	14.5	713	2.0	14.2	3.5
2025年	3,635	67,803	29.6	14.8	787	2.0	15.7	3.9
2035年	3,725	86,117	38.5	19.2	896	0.9	17.8	4.5
2050年	3,764	124,723	56.3	28.2	1,023	1.0	20.4	5.1

出所) 社会保障国民会議資料より作成。

本稿では、国民会議での推計値を利用することによって厚生年金報酬比例部分に占める基礎年金部分の料率を推計する<sup>12</sup>。社会保障国民会議(2008)のバックデータ(未納率65%、経済想定Ⅱ-1)において厚生年金基礎年金拠出金(A)、とそれに占める国庫負担分が時系列データによって入手することができる。総報酬額は「第34回社会保障審議会年金数理部会資料(厚生労働省)」より2006年時点での厚生年金における総報酬額である151.6兆円を賃金上昇率と生産年齢人口で伸ばすことにした。総報酬額に報酬比例保険料率を乗じることで厚生年金支出総額を算出することができる(B)。(A)

<sup>12</sup> 社会保障国民会議資料(「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」)によると、この経済想定は「人口の変化等を踏まえた年金財政への影響(暫定試算):平成19年2月(厚生労働省年金局)」における基本ケースおよび参考ケースの前提をそれぞれ踏まえたものであるとなっている。本稿執筆時点での経済状況を考慮すると、名目経済成長率の想定は高く設定されている(内閣府は2009年3月12日に2008年度10-12月期の名目経済成長率はマイナス3.6%としている)が、社会保障国民会議で公開されているバックデータを用いて分析するために本稿でのシミュレーションにおいてこの経済想定を用いることにした。



を(B)で割ることによって報酬比例保険料に占める基礎部分が算出することができる。この値を報酬比例保険料率にかけることによって報酬比例保険料率に占める基礎部分料率を算出できる。社会保障国民会議は税方式化によって 2009 年時点で厚生年金保険料にしめる基礎年金分の保険料割合は 4%/14.996% であるとしている<sup>13</sup>。本稿における推計では 4.05%/14.996% という結果が得られており、本推計結果の頑健性は高いといえる。

### 3. 2 保険料の税方式化による税の増収額の推計

保険料の税方式化は所得税における社会保険料控除が減少するために課税ベースの拡大をもたらすので所得税が増収となる。木村(2008)は保険料の税方式化にともなう所得税の増収額を『市町村税課税状況等の調』を用いて推計している。木村(2008)は 2008 年での増収額を 6,848 億円と推計している。本稿での所得税の増収額を推計する方法として橋本・呉(2008)を踏襲した。橋本・呉(2008)は制度改革や経済状況の変化が税収にどのような影響をもたらすのかを予測するモデル設計になっている。したがって木村(2008)と違って長期的な予測も可能になっている。本稿における推計方法は以下のようにになっている。

国税庁の 2006 年の『税務統計から見た申告所得税の実態』および『税務統計から見た民間給与の実態』に掲載されているデータを使用した。『税務統計から見た申告所得税の実態』のデータは、源泉所得税税収の給与分の税収予測に利用し、『税務統計から見た申告所得税の実態』に掲載されているデータは、申告所得税のうち、譲渡所得税、利子配当所得税などの分離課税分の税収を除いた部分の税収予測に利用する。この統計書には、所得階級別の所得金額、各種所得控除金額、人員等が掲載されている<sup>14</sup>。所得税収の推計の具体的な手順は以下の通りである。

ステップ 1 2008 年度の所得階級別の平均所得に税法を適用し、階級別平均税額を計算<sup>15</sup>。

ステップ 2 階級別平均税額に人員を乗じて、階級別税収額を推計。

ステップ 3 階級別税収額を合計し、2008 年度のモデル上の税収額を推計。

<sup>13</sup> 2009 年度に国民年金保険料への国庫負担割合が 50%になることを前提としている。

<sup>14</sup> 税額の計算においては、基礎控除、配偶者控除、扶養控除だけでなく、老年者控除、老年寡婦控除、障害者控除など、税務統計に記載されている所得控除の情報をすべて利用した。

<sup>15</sup> 税務統計には、特別障害者控除額、障害者控除額、老年者控除額、特定寡婦控除額などの利用人数が階級別に記載されている。階級別の利用人数を階級毎の人員で割ることでこれらの所得控除の利用率がわかる。税額の計算の際には、税法で規定されている各種控除額に利用率を計算して階級毎の平均的な税額を求めた。

ステップ4 モデル上の税収額と現実の税収額から調整係数を算出。

ステップ5 2009年以降の各年の所得分布を一定の経済想定にもとづき推計。

ステップ6 2009年以降の所得分布に税法を適用し、モデル上の税収を算出し、調整係数を用いて調整。

ステップ5の経済想定には、社会保障国民会議の経済想定（II-1）値と、社会保障人口問題研究所による生産年齢人口の予測値を使用した。ステップ6において適用する税法は、2008年度税制を利用した。なお、所得控除のうち社会保険料控除については、将来の保険料率の引き上げを考慮する必要がある。本稿では、介護保険、医療保険の保険料については現行の水準を固定するものとし<sup>16</sup>、年金の保険料については、2004年年金改正で決まったように、段階的に18.3%まで引き上げられるものとした<sup>17</sup>。保険料の税方式化による増収を推計する場合、前節で得られた厚生年金保険料に定める基礎年金分の保険料割合を差し引くことで求めることができる。2009年時点で6,395億円の増収額になる予測結果が得られた。

保険料の税方式化にともなう法人税の増収額の予測は、木村(2008)の推計結果を利用したうえで、以下のような想定のもとにおこなった。木村(2008)は厚生年金保険料における基礎年金部分保険料が2009年に税方式化され、企業負担分が軽減されるがその部分は労働者の賃金に反映されないで内部留保になると仮定すると、企業の利潤増加にともなう法人税が増収するとし、その額を推計している。木村(2008)の推計結果は2009年度に5,589億円の増収となっている。

そこで本稿ではまず木村(2008)の推計結果を名目経済成長率と2009年度を基準とした税方式化される保険料部分の伸び率で伸ばすことで税方式化にともなう法人税の増収額を推計することにした。税方式化される保険料部分の伸び率を用いることで保険料の企業負担分の減少分が法人税の増収につながることを考慮している。保険料の税方式化にともなう所得税と法人税の増収規模とそれに対応する消費税率の予測は図1のようになる。

---

<sup>16</sup> 医療保険と介護保険の保険料率には政府管掌健康保険の保険料率を使用した。政府管掌健康保険の介護保険料率は、平成20年3月分以降の保険料から、1.13%となり、医療保険の保険料率8.2%と併せて9.33%となる。

<sup>17</sup> 厚生年金の保険料率は、2008年の料率が14.642%(労使折半)で、毎年0.354%ずつ上昇し、2017年以降は18.3%で一定となる。社会保険料控除は、このうち本人負担部分のみしか認められないため、2分の1を本人負担と想定して、社会保険料控除を計算した。

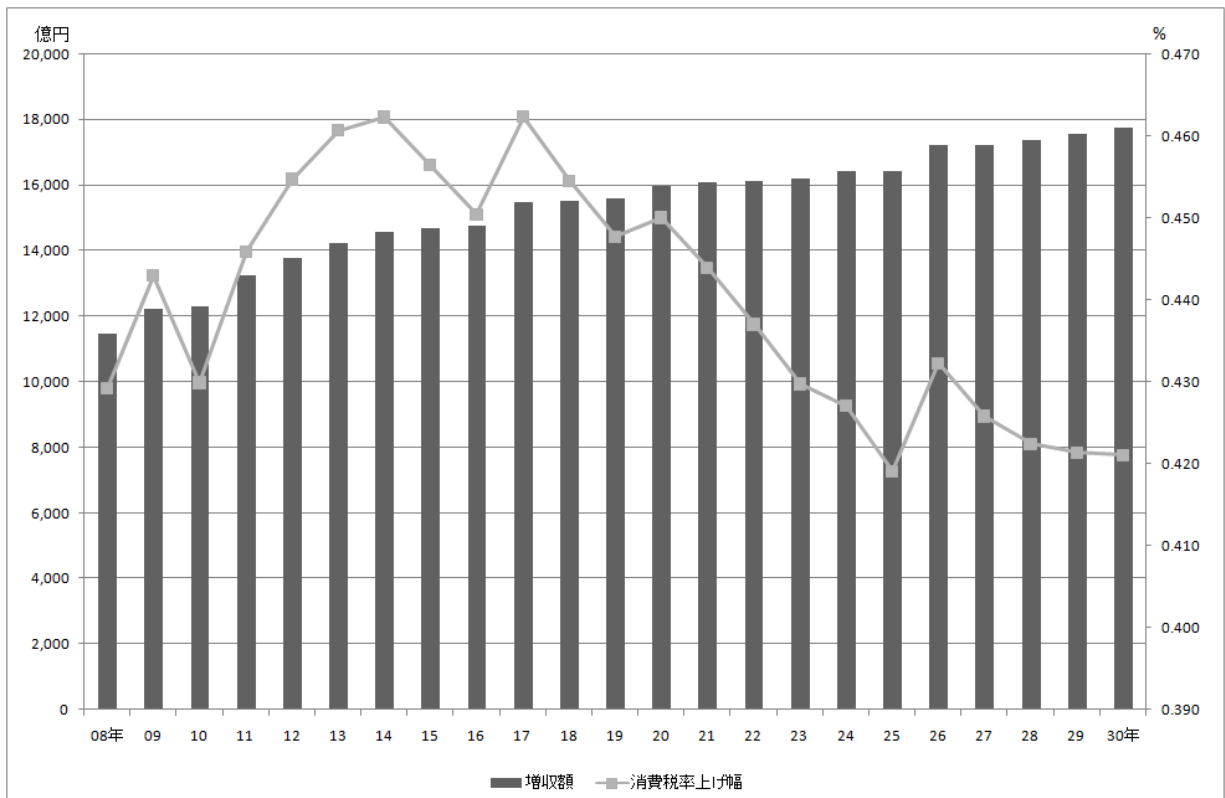


図 1 保険料の税方式化にともなう増収額と厚生年金保険料率の推移

### 3. 3 世帯類型別のライフサイクル家計の想定

公的年金制度改革を議論する場合に忘れてならないことは厚生年金制度における第3号被保険者の存在である。第3号被保険者の保険料は第2号が負担しているにもかかわらず公的年金が給付されるからだ。厚生労働省は年金給付額の所得代替率が2009年度時点で62.3%としているが、これは夫婦世帯レベルでの試算である<sup>18</sup>。生涯単身世帯の給付額は同じ保険料を支払っても給付額は夫婦世帯よりも不利になっている。単身者は保険料負担額においても不利な状況になる。

そこで本稿は保険料の税方式化が家計の生涯公的負担に与える影響をシミュレーション分析する際に、家計を世帯類型別に分けることにした。橋本・山口(2005)は2004年におこなわれた公的年金制度改革を将来世代にわたってシミュレーション分析をおこなっている。橋本・山口(2005)は片稼ぎ、共稼ぎ、パート、独身男および独身女の世帯にわけて、それぞれの所得と消費に関するライフサイクルデータを『全国消費実態調査(平成14年)』を加工し、コーホート・エフェクトを加味す

<sup>18</sup> 年金給付額の算定には平均的なサラリーマン(夫)と専業主婦(妻)世帯で公的年金加入期間が40年という想定をおいた試算である。

ることで作成して分析をしている<sup>19</sup>。本稿は橋本・山口(2005)がおこなったライフサイクルデータの作成方法を踏襲することにした。

本稿の分析における家計の世帯類型は1988年生まれの単身世帯、片稼ぎ世帯および共稼ぎ世帯である。世帯主は男子であるとした。彼らは2008年時点の20歳から59歳まで厚生年金に加入し、65歳から79歳まで年金を受給する<sup>20</sup>。片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯の彼らは20歳から29歳まで単身世帯であり、同じ年齢の30歳女子と結婚する。結婚する女子は20歳から29歳まで単身世帯であるとし、片稼ぎ世帯の男子と結婚する場合は専業主婦となり、共稼ぎ世帯の男子と結婚する場合はそのまま結婚する前と同じく労働しているものとする。

所得と消費データは『全国消費実態調査(2004年)』の勤労者単身世帯男と女の年齢階級別の勤め先収入と消費支出のデータをソースデータとして用いた<sup>21</sup>。勤め先収入については単身者世帯のデータを用いるが、30歳以降の消費データについては世帯類型別の消費支出を用いた<sup>22</sup>。このソースデータは30歳から10歳刻みで69歳まで掲載されている。このデータを用いて1歳刻みのデータに加工することにした。具体的な方法として30歳から39歳の平均データを35歳時点のデータであるとし、40歳から49歳の平均データを45歳時点のデータであるとして両者の加重平均をとることで1歳刻みのデータに加工した<sup>23</sup>。20歳から34歳までのデータは35歳データを『賃金センサス(2004年)』の男子学歴計の年齢階級別データから35歳以降20歳までの賃金下落率を用いて遡ることによって求めた<sup>24</sup>。以上の作業によって2004年時点での1歳刻みのクロスセクション・データを作成することができた。これに物価上昇率と賃金上昇率を乗じることでコーホート・エフェクトを加味した1988年生まれの生涯にわたる賃金データと消費データを作成した。

---

19 過去のデータをつなぎあわせることでコーホート・データという1世代を通じた家計データを作成するという方法が存在する。これについては橋本・林・跡田(1991)を参照されたい。

20 社会保障人口問題研究所による2006年における平均寿命は男子が79.00歳、女子が85.81歳となっているが単身世帯と生涯の公的負担を比較するために女子も男子の平均寿命で死亡するものとした。

21 『全国消費実態調査報告(勤労者・単身世帯)』「第35表 男女、年齢階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」を利用している。

22 所得データについては単身者の生涯とその他の世帯のデータに大きな差はないが、消費支出については世帯人員が増加することによる規模の効果がでてくるためである。

23 具体的なデータ加工の方法は橋本(2001)を参照されたい。

24 女子のデータについては「女子学歴計」のデータをもちいている。

表 2 世帯類型別の所得と消費データの想定

	20 歳から 29 歳		30 歳から 59 歳		65 歳から 79 歳	
	所得	消費	所得	消費	年金	消費
単身男世帯	単身男	単身男	単身男	単身男	単身男の厚生年金	単身男
単身女世帯	単身女	単身女	単身女	単身女	—	—
片稼ぎ世帯	単身男+ 単身女	単身男+ 単身女	単身男	片稼ぎ	20 歳から 29 歳までの単身女加入機関に応じた厚生年金+単身男の厚生年金	片稼ぎ
共稼ぎ世帯	単身男+ 単身女	単身男+ 単身女	単身男+ 単身女	共稼ぎ	単身男の厚生年金+単身女の厚生年金	共稼ぎ

### 3. 4 基礎年金保険料税方式化のシミュレーション

本節では、基礎年金保険料の税方式化が 1988 年生まれ世代の公的負担にライフサイクルレベルでどのような影響をあたえるのかをシミュレーションにより明らかにしよう。本稿では 3 つのケースをシミュレーションした。1 つめのケースは現行方式である。2 つめのケースは保険料の減少にともなう所得税と法人税の増収分は消費税率を抑えるケースである（還元なしケース）。いまひとつのケースは 2 つめのケースに保険料減少分が勤労者の賃金に還元されるとしたケースである（還元ありケース）。

表 3 税方式化による世帯類型別の税・社会保険料生涯公的負担への影響（単位：万円）

	所得・住民税			社会保険料			消費税			公的負担		
	現行	還元 なし	還元 あり	現行	還元 なし	還元 あり	現行	還元 なし	還元 あり	現行	還元 なし	還元 あり
単身世帯	3,052	3,346 (9.6%)	3,838 (25.7%)	3,407	2,379 (-30.2%)	2,577 (-24.4%)	675	1,752 (159.6%)	1,752 (159.6%)	7,134	7,477 (4.8%)	8,166 (14.5%)
片稼世帯	2,480	2,766 (11.5%)	3,308 (33.4%)	3,827	2,670 (-30.2%)	2,695 (-29.6%)	1,107	2,870 (159.1%)	2,870 (159.1%)	7,415	8,306 (12.0%)	8,872 (19.7%)
共稼世帯	4,296	4,770 (11.0%)	5,638 (31.2%)	5,926	4,142 (-30.1%)	4,340 (-26.8%)	1,105	2,861 (159.0%)	2,861 (159.0%)	11,327	11,773 (3.9%)	12,839 (13.3%)

備考) 括弧内の値は現行からの伸び率を表している。

表 3 は本稿におけるシミュレーションによる世帯類型別の項目別生涯公的負担の結果を表したものである。なお、負担額については 2009 年年金財政再計算にしたがって物価上昇率 1% によって 2008 年基準に割引現在価値化している。結果をみると、税方式化はすべての世帯類型にとって所得税と消費税の増税、社会保険料の減少となるが、公的負担合計でみれば増大することになる。社会保険料は所得に比例料率で課せられるために世帯類型別に改革の影響による負担率の下落率の違いはほとんどない（還元なし：0.1%程度、還元あり：5.2%程度）。所得・住民税について見れば、単身世帯よりも片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯のほうが負担の上昇率が大きくなる。これは 20 歳から 29 歳までの単身世帯時代の女子の所得・住民税負担分が上昇することから説明できる。片稼ぎ世帯のほうが共稼ぎ世帯よりも負担の上昇率が高くなっている。これは共稼ぎ世帯における女子の所得プロファイルの形状が年齢途中で伸び悩むことに起因している。所得税が累進課税制度を採用しているために共稼ぎ世帯における女子は平均的に高い実効税率に直面しないわけだ。

図 2 から図 4 は保険料の税方式化によって生涯での各年齢別の公的負担の内訳がどのように変化するのかを世帯類型別にみたものである。まずは還元なしケースから見ることにしよう。単身世帯は、20 歳から 40 歳まで公的負担が増加、41 歳から 59 歳まで減少する。これは税方式化による

社会保険料の減少よりも所得税と消費税の増税額が大きい場合、公的負担は増加することになるが、単身世帯では所得控除額が小さくなるために若い年齢にとって不利になる。年金受給世帯が負担する消費税額の伸び率は190%から200%程度となる。

片稼ぎ世帯は、ライフサイクルを通じて公的負担が増加することになる。これは現行の所得税と住民税には扶養控除が適用されるために保険料控除が減少することによる税負担が重くなってしまいうからである。片稼ぎ世帯は各年齢において社会保険料負担の減少よりも税負担のほうが増加するという社会保障国民会議の試算結果と同様の結果がえられている<sup>25</sup>。

共稼ぎ世帯は20歳から29歳までの単身時代では公的負担は増加するが、結婚したあとでは夫婦ともに保険料の減少幅が大きくなるので53歳までは公的負担は減少することになる。現行制度では共稼ぎ世帯による保険料収入が制度設計に貢献しているといえるだろう。54歳から59歳までの公的負担は増すことになるが、これは女性の賃金カーブが男性のそれと比較して伸び悩む年齢が早いため、保険料の減少幅が小さくなるためである。

つぎに社会保障国民会議が想定していない保険料の減少分が賃金に還元されるケースを見てみよう。賃金に還元されたケースではすべての世帯類型にとって年齢別の公的負担は増加することになる。しかし還元なしケースとは異なり、勤め先収入から公的負担を引いた値である可処分所得は生涯合計値で増加することになる。現行と比較して、可処分所得の合計値は、単身者世帯は5.0%、片稼ぎ世帯は2.9%、共稼ぎ世帯は3.4%の増加となる。よって保険料の税方式化は賃金に還元された場合、ライフサイクルレベルでは厚生が増すことになる。

---

<sup>25</sup> 社会保障国民会議が置いている想定は夫婦妻（専業主婦世帯）が標準ケースとなっている。

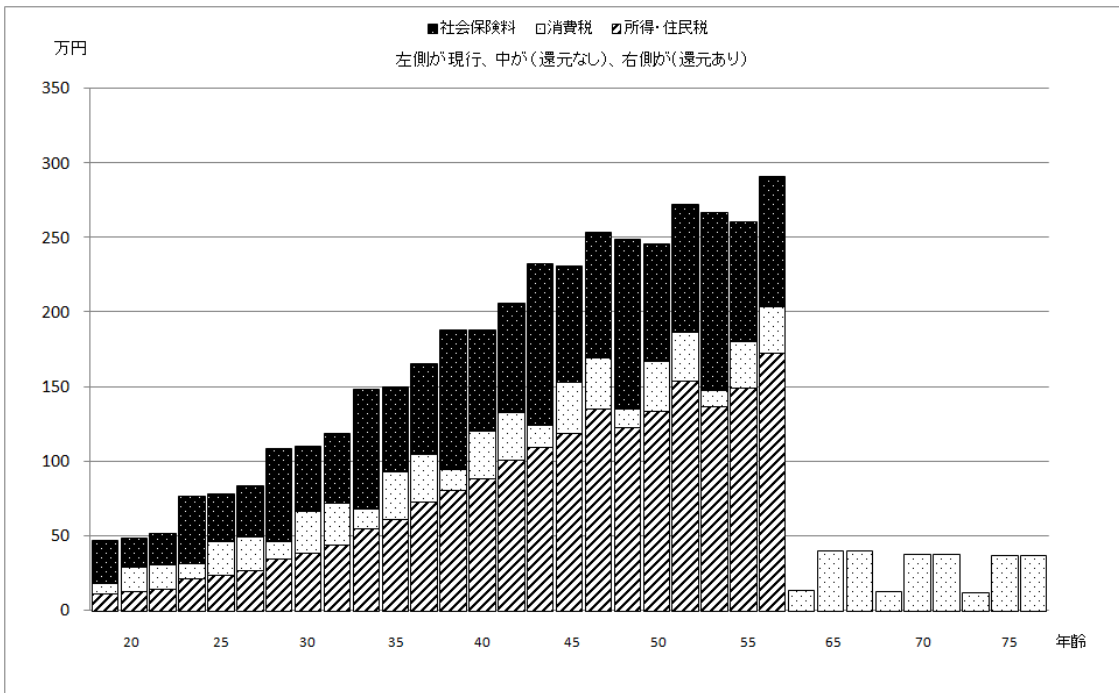


図 2 年齢階級別の税・社会保険料負担内訳の変化 (単身世帯)

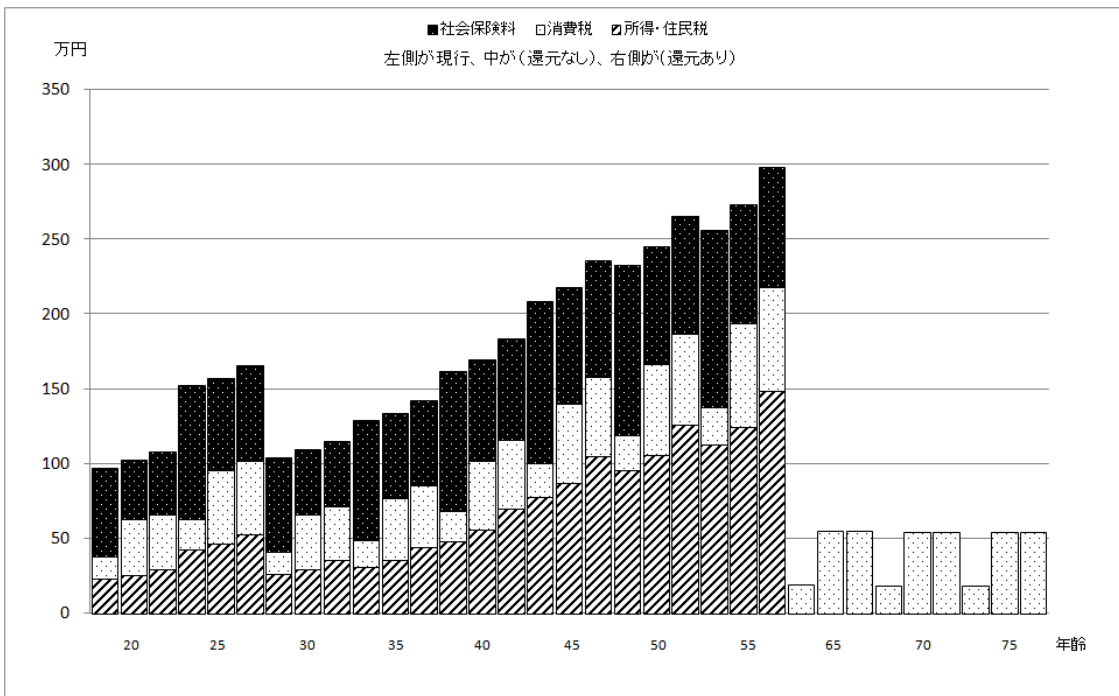


図 3 年齢階級別の税・社会保険料負担内訳の変化 (片稼ぎ世帯)



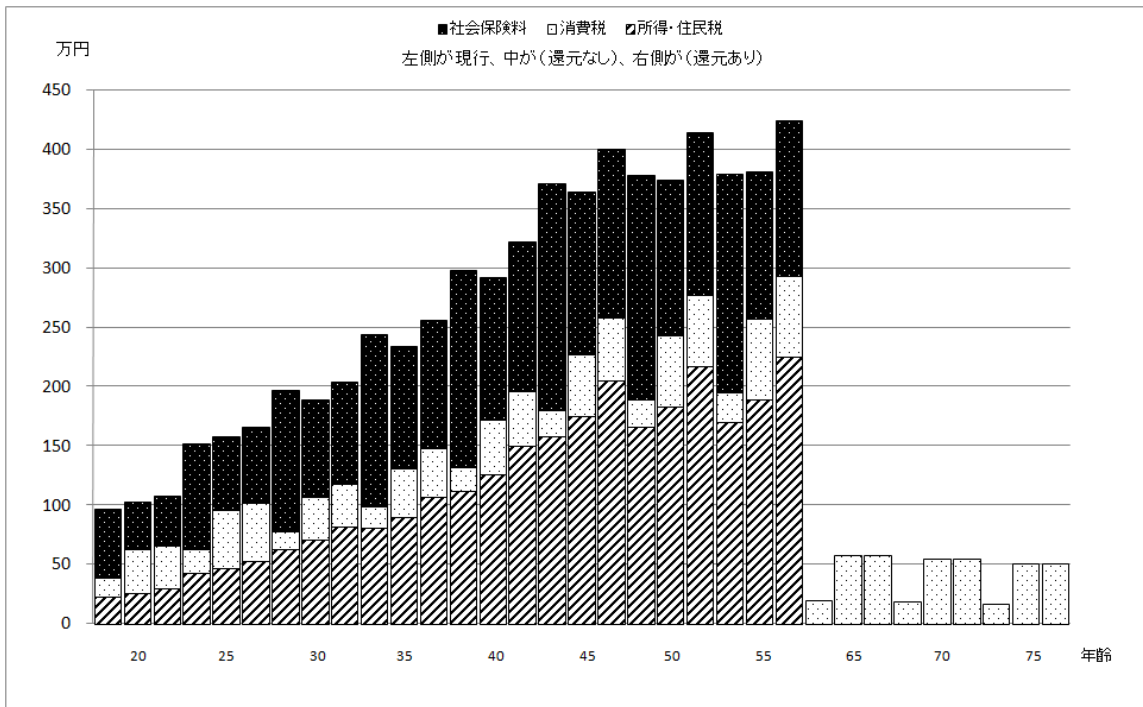


図 4 年齢階級別の税・社会保険料負担内訳の変化（共稼ぎ世帯）

#### 4. おわりに

本稿では基礎年金保険料を税方式化し、その財源を消費税に求めるという税・社会保障制度改革はこれから保険料を納める世代（1988 年生まれ世代）の生涯公的負担にどのような影響をもたらすのかを分析した。本稿が主眼とした年金制度は勤労者世帯が加入する厚生年金制度である。厚生年金制度は第 2 号被保険者、第 3 号被保険者の存在しているために世帯類型によって影響が異なる可能性がある。したがって本稿では世帯類型別に公的負担を比較することにした。本稿で扱った世帯類型は単身世帯、片稼ぎ世帯および共稼ぎ世帯の 3 世帯類型である。また本稿では社会保障国民会議が試算していない想定である保険料の減少部分が勤労者に賃金で還元されるケースについても分析をおこなった。

本稿で得られた結果は以下のとおりである。

第 1 に、税方式化にともなうマクロレベルでの所得税と法人税の増収分を税方式の財源である消費税率を抑えると、消費税率は 0.4% 程度抑えることができる。

第 2 に、保険料の税方式化は保険料の減少部分が賃金として勤労者に還元されようがされまいが、生涯の公的負担合計で増大をもたらす。しかし、保険料の減少部分が賃金に還元された場合、生涯で

の可処分所得が増大をもたらす。

第3に、世帯類型別にみると、所得・住民税について見れば、単身世帯よりも片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯のほうが負担の上昇率が大きくなる。共稼ぎ世帯は30歳で結婚した後も妻が働き続けるために税方式化による厚生年金保険料の減額が大きくなる。このことから共稼ぎ世帯は30歳から53歳時点までは税方式化によって公的負担が軽減されることになる。現行制度では共稼ぎ世帯による保険料収入が制度設計に貢献しているといえるだろう。共稼ぎ世帯以外は年金受給をするようになると、消費税増税分の負担が増すことになる。

最後に本稿における課題について示しておこう。

第1に対象とする世代が1世代のみである点である。2009年は5年に1度の年金制度を見直す年であり、年金制度改革は本稿で扱ったような世代内の問題だけではなく世代間の問題も取り上げる必要がある。より長期的な視点で分析を進めることが必要となる。

第2に本稿では保険料の労使折半部分をすべて勤労者の賃金に還元されるという仮定をおいている点である。労使で折半されている保険料負担を最終的に誰が負担しているのかという問題、すなわち保険料の帰着問題は決着がついていない。この問題に対して岩本・濱秋(2008)はこれまでの議論を整理したうえで労災保険を含めて保険料負担の帰着を実証分析している。岩本・濱秋(2008)は労働者が部分的に負担しているという結果を出している。本稿においても比較対象として労使折半部分が勤労者の賃金に部分的に還元されるケースも分析するべきであろう。

これらの問題点については今後の課題としていきたい。

## 【参考文献】

麻生良文・吉田浩(1996)「世代会計からみた世代別の受益と負担」『フィナンシャルレビュー』第39号。

岩本康志(2008)「社会保障財源としての税と保険料」RIETI Discussion Paper Series 08-J-034。

岩本康志・濱秋純哉(2009)「社会保険料の帰着分析」国立社会保障・人口問題研究所研究叢書『社会保障財源の効果分析』第2章所収、東京大学出版会。

呉善充(2004)「2004年度厚生年金改革のシミュレーション分析-世代間・世代内の影響-」『千里山経済学』第39巻第1号。

川瀬晃弘(2007)「基礎年金拠出金の算定方法と公的年金の未納問題」『公共選択の研究』49号。

木村真(2008)「基礎年金の全額消費税方式と税制改革」HOPS Discussion Paper Series No.10。

駒村康平(2008)「年金制度の課題－基礎年金税方式化の是非と支給開始年齢の引き上げ－」『租税研究』11月号.

橋本恭之(2001)『税制改革シミュレーション入門』税務経理協会.

橋本恭之・呉善充(2008)「税収の将来予測」RIETI Discussion Paper 08-J-033.

橋本恭之・林宏昭・跡田直澄(1991)「人口高齢化と税・年金制度－コーホート・データによる制度改革の影響分析」『経済研究』第42巻第4号.

橋本恭之・山口耕嗣(2005)「公的年金改革のシミュレーション分析－世帯類型別の影響－」『関西大学経済論集』第55巻第2号.

前川聡子(2004)「社会保障改革による世代別受益と負担の変化」『フィナンシャルレビュー』第42号.